

審第5566号-1
答申第378号
令和8年2月13日

千葉県教育委員会
教育長 杉野 可愛 様

千葉県個人情報保護審議会
会長 石井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和6年8月7日付け〇〇第〇〇号-1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第346号

令和6年6月9日付けで審査請求人から提起された、令和6年4月5日付け〇〇第〇〇号で行った保有個人情報開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和6年4月5日付け〇〇第〇〇号で行った保有個人情報開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 未成年者である審査請求人の法定代理人は、令和6年3月19日付けで、実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第2項の規定により、「作文試験回答用紙、面接の評価に関する一切」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇年度〇〇の第2次募集に係る「作文試験答案」（以下「本件文書1」という。）、「面接評価集計用紙」（以下「本件文書2」という。）及び「〇〇年度選抜会議資料」（以下「本件文書3」といい、本件文書1及び2と併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報を特定し、その一部を不開示とする本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和6年6月9日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けた後、本件文書1については本来その全部を開示すべきであったとの判断により、令和6年7月5日付け〇〇第〇〇号により、本件決定のうち本件文書1に係る決定を取り消し、改めて同日付け〇〇第〇〇号により、本件文書1の全部を開示する保有個人情報開示決定を行った。
- (5) 実施機関は、本件審査請求を受けて、法第105条第3項による読み替え後の同条第1項の規定により、令和6年8月7日付け〇〇第〇〇号-1で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張してい

る。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

部分開示処分とされた「評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」という事実はない。

〇〇年〇〇月〇〇日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）発出の「事務連絡」では、公立高等学校の入学者選抜における志願者数が定員に満たない場合の対応等について、次のとおり留意するよう記している。

「定員内でありながら不合格を出す場合には、その理由が説明されることが適切です。」

したがって、不合格の理由は本来受験者に対して説明がされなければならないものであり、開示請求した個人情報の全部を開示することにより「評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」はない。

なお、不合格とされた理由は、憲法で保証された基本的人権の一つである教育を受ける権利の著しい侵害の実態解明のため極めて重大な意味を持つものである。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 反論の内容

実施機関は、弁明書において棄却することが相当であると弁明をしている。

面接者を特定しうる情報の非開示処分については理解できるが、得点の非開示という点については、一般論が論じられており本件に特化したものではない。〇〇ため想定されているようなおそれはない。

定員内不合格の特段の理由は得点が基準に対してあまりにも低かったとの説明であることから得点の開示は必須である。なお、この基準は受験者ごとに異なるとの説明（双方の録音データで確認可能）もあり同様に開示が必須である。

また、2度におたる面談により〇〇による不合格であることが明確となったことから憲法で保障された教育を受ける権利等の基本的人権の侵害にあたりその実態解明においてもこれらの開示は不可避である。

なお我々の主張は千葉県弁護士会に対して行った人権救済の申立が審議、検討に値するとして受理され調査が開始されていることから決して荒唐無稽なものではない。

イ 結論

以上からすると、少なくとも得点及び評価基準についての開示をすべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分の内容について

ア 対象文書の特定制及び処分について

本件開示請求を受け、本件文書を特定し、本件決定を行った。

イ 本件文書の内容について

千葉県教育委員会では、「〇〇年度千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項」(以下「本件要項」という。)に基づき、調査書等の審査並びに面接及び作文の結果によって、〇〇の教育を受けるに足る能力及び適性等を総合的に判定して入学者選抜を行っている。

本件文書2及び3は、実施機関の〇〇年度〇〇の第2次募集において、入学者選抜を行うために、受検者の面接の回答に対する評価を記載した面接評価集計用紙及び入学者選抜に係る評価を記載した〇〇年度選抜会議資料である。

(3) 処分の理由について

ア 本件文書2の不開示の理由等について

(ア) 不開示の理由について

本件文書2は、法第78条第1項第7号に該当するとして、面接者Ⅰ印、面接者Ⅱ印、初検印、再検印、評価、得点、総合得点及び得点の下部の欄を不開示としたものである。

(イ) 法第78条第1項第7号該当性について

本件文書2の不開示部分はいずれも、千葉県教育委員会が行う入学者選抜に関する情報であって、開示することにより、面接者が自由かつ率直な評価を下すことが困難になり、当該事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

千葉県教育委員会では面接の基準については、各高等学校が設定している。面接の評価は、当該受検者の知識及び能力に直接関わる極めて機微な事柄を、各高等学校が設定した評価基準に基づき面接者が厳正に評価した結果である。

本件文書2の不開示情報を開示すると、受検者等が独自に行った面接の採点と、各高等学校が行った面接の採点が異なる場合が生じ、受

検者等が各高等学校の面接の採点に対して、不平不満を主張することは想定でき、そのような不平不満に対して各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれがある。

また、面接者を教員が行うことが多いが、面接者が特定されうる面接者印等を開示することで、入学後の受検者等と教員の関係が悪化することも考えられる。

よって、法第78条第1項第7号に該当する。

イ 本件文書3の不開示の理由等について

(ア) 不開示の理由について

本件文書3は、法第78条第1項第7号に該当するとして、面接得点を不開示としたものである。

(イ) 法第78条第1項第7号該当性について

審査請求人は、本件開示請求で、作文試験回答用紙及び面接の評価に関する一切の開示を求めていたため、本件文書3の面接得点が記載された部分が本件審査請求の対象となる。本件文書3の面接得点は、千葉県教育委員会が行う入学者選抜に関する情報であって、開示することにより、面接者が自由かつ率直な評価を下すことが困難になり、当該事務の公正又は円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

千葉県教育委員会では面接の基準について、各高等学校が面接の基準を設定している。本件文書3の面接得点は、当該受検者の知識及び能力に直接関わる極めて機微な事柄を、各高等学校が設定した評価基準に基づき面接者が厳正に評価した結果である。

本件文書3の面接得点を開示すると、受検者等が独自に行った面接の採点と、各高等学校が行った面接の採点が異なる場合が生じ、受検者等が各高等学校の採点に対して、不平不満を主張することは想定でき、そのような不平不満に対して各高等学校が逐一理解を得るような説明をすることは困難であって、受検者等と各高等学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれがある。

よって、法第78条第1項第7号に該当する。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、「部分開示処分の理由とされた『評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある』という事実はない。〇〇年〇〇月〇〇日付け文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）発出の『事務連絡』では、公立高等学校の入学者選抜における志願者数が定員に満たない場合の対応等について、次のとおり留意するよう記している。『定員内でありながら不合格を出す場合には、その理由が説

明されることが適切です。』したがって、不合格の理由は本来受験者に対して説明がされなければならないものであり、開示請求した個人情報の全部を開示することにより『評価をめぐって混乱が生じ、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ』はない。」等と主張する。

本件文書2においては、面接者が評価基準に基づき評価した結果をもとに面接得点を算出しており、これを公開することにより、評価基準や面接者の評価方法が察知されることになり、面接者に対して、評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがある。このような状況の下では、面接者の観察や率直な意見が評価に反映されなくなり、受検者の適正が正しく判断できなくなるなど、入学者選抜事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすことになる。

また、審査請求人は、不合格とされた理由の説明を求めているが、千葉県教育委員会では、本件要項に基づき、調査書等の審査並びに面接及び作文の結果によって、〇〇の教育を受けるに足る能力及び適性等を総合的に判定して入学者選抜を行っており、本件文書2及び3のいずれにおいても、不合格の理由は記載されていない。

さらに、不合格の理由については、〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇）及び〇〇月〇〇日（〇〇）に、受検者の保護者等に対して、校長が千葉県立〇〇高等学校にて口頭で説明をしている。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3のとおり、本件決定を取り消して、実施機関が本件決定で不開示とした情報の開示を求めているので、以下、検討する。

(2) 保有個人情報の特定の妥当性について

審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件決定で特定した保有個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る保有個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定の不開示情報について

ア 本件文書2及び3について

本件文書2は、〇〇年度〇〇の第2次募集において、入学者選抜を行

うために、受検者の面接の回答に対する評価を記載した面接評価集計用紙であると認められる。

本件文書3は、〇〇年度〇〇の第2次募集において、入学者選抜に係る評価を記載した〇〇年度選抜会議資料であると認められる。

イ 面接者の印影及び署名について

(ア) 実施機関は、本件文書2の面接者Ⅰ印、面接者Ⅱ印、初検印、再検印の欄について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 面接者等の印影及び署名について、これらを開示すると、検査の結果に納得しない受検者等から当該面接者等に対して、質問や苦情、いわれのない非難等がなされるおそれがある。その結果、面接者等による適切な評価を困難にするなど、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 面接の評価や得点等について

(ア) 実施機関は、本件文書2の評価、得点、総合得点及び得点の下部の欄並びに本件文書3の面接得点について、法第78条第1項第7号に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

(イ) 面接の評価や得点等について、これらを開示すると、その評価に対する問合せが多くなされるおそれがあり、これに対して各学校が当該評価の背景を十分に説明することは困難であって、受検者等と各学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれを否定できない。そうすると、当該情報を開示することにより、入学者選抜事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を法第78条第1項第7号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和6年 8月 7日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和6年 8月28日	反論書の写しの受理
令和7年12月26日	審議（令和7年度第8回第1部会）
令和8年 1月30日	審議（令和7年度第9回第1部会）

千葉県個人情報保護審議会第1部会